

長崎県食品衛生監視指導計画の前年度からの主な変更点

令和 5 年度の長崎県食品衛生監視指導計画は、主に以下の点について見直しを行いました。

1. 「総合衛生管理製造過程」に関する文言の削除

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）により、令和 2 年 6 月 1 日をもって総合衛生管理製造過程承認制度が廃止されました。有効期間が満了していない施設については従前のとおり取り扱うこととなっていますが、県内には当該承認施設がないことから、「総合衛生管理製造過程」に関する文言を削除しました。

【該当箇所】

- ・監視指導の実施体制（III 章）計画 3 ページ
- ・別表 3 業種別の重要度別監視回数 計画 16 ページ
- ・用語説明

2. その他

別紙（新旧対照表）のとおり、文言等の修正を行いました。